

建築基準関係規定（建築基準法施行令第9条）

注)この表は、令和3年4月現在のものです。

市外局番無い場合は073

	法令名	条項	事項	関連条例等	担当課	連絡先
第一号	消防法	第9条	火気使用に関する市町村条例	和歌山市火災予防条例	消防局予防課	427-0119
		第9条の2	住宅用防災機器の設置		消防局予防課	427-0119
		第15条	映写室の構造設備		消防局予防課	427-0119
		第17条	消防用設備等の設置、維持		消防局予防課	427-0119
第二号	屋外広告物法	第3条～第5条	広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限	和歌山市屋外広告物条例	まちなみ景観課	435-1082
第三号	港湾法	第40条第1項	臨港地区内の分区における建築物の制限	臨港地区内の分区における建築物の制限に関する条例	県・和歌山下津港湾事務所	431-7266
第四号	高圧ガス保安法	第24条	20ℓ以上の圧縮天然ガス設備の設置基準		県 危機管理・消防課	441-2273
第五号	ガス事業法	第162条	ガス消費機器の設置基準(都市ガス)		大阪ガスお客様センター	0120-3-94817
第六号	駐車場法	第20条	駐車場整備地区内での建築行為		建築指導課	435-1100
第七号	水道法	第16条	給水装置の構造及び材質		営業課	435-1128
第八号	下水道法	第10条第1項	公共下水道への接続		下水道管理課	435-1096
		第10条第3項	排水設備の設置・構造		建築指導課 下水道管理課	435-1100 435-1096
		第25条の2	排水設備の技術上の基準に関する特例	和歌山市には無し		
		第30条第1項	工場等特定排水施設の構造		建築指導課	435-1100
第九号	宅地造成等規制法	第8条第1項及び第12条1項	宅地造成に関する工事の許可・変更許可	宅地造成に関する条例	都市計画課	435-1228
第十号	流通業務市街地の整備に関する法律	第5条第1項	流通業務地区の建築制限	和歌山市には無し		
第十一号	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の2	液化石油ガス設備工事の技術基準(プロパンガス)		消防局予防課	427-0119
第十二号	都市計画法	第29条第1項及び第2項	都市計画区域内の開発許可等	開発行為等に関する条例	都市計画課	435-1228
		第35条の2第1項	開発許可の変更許可等		都市計画課	435-1228
		第41条第2項	開発区域の建築物の建ぺい率等の指定・制限		都市計画課	435-1228
		第42条	開発許可を受けた土地における建築等の制限		都市計画課	435-1228
		第43条第1項	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限		都市計画課	435-1228
		第53条第1項及び第2項	都市計画施設等の区域内における建築の許可		都市計画課	435-1228
第十三号	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第5条第1項～第3項	航空機騒音障害防止地区・騒音障害防止特別地区における建築制限等	和歌山市には無し		
第十四号	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	第5条第4項	条例で定める区域内・施設における駐輪場設置	和歌山市には無し		
第十五号	浄化槽法	第3条の2第1項	公共下水道以外に放流の場合の浄化槽設置義務		建築指導課 浄化衛生課	435-1100 435-1067
第十六号	特定都市河川浸水被害対策法	第8条	特定都市河川流域における排水設備基準の特例	和歌山市には無し		
(十七)	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	第14条	特別特定建築物の建築等における基準適合義務		建築指導課	435-1100
(十八)	都市緑地法	第35条	緑化地域における緑化率	和歌山市には無し		
		第36条	一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例	和歌山市には無し		
		第39条第1項	地区計画等の区域内における緑化率規制	和歌山市には無し		
(十九)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第11条第1項	特定建築物の建築主の基準適合義務		建築指導課	435-1100